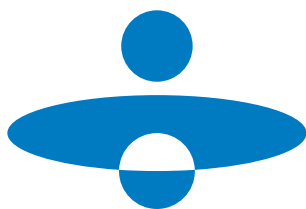


第三者評価 受審の手引き

公益社団法人
東京都専修学校各種学校協会



Metropolitan Tokyo
Professional Institution Association

Contents

- 第1章 専修学校の評価制度
- 第2章 学校評価の進め方
- 第3章 自己点検評価
- 第4章 第三者評価
- 第5章 付 録

はじめに

令和8年4月1日、学校教育法の改正により、専門学校において、従来から実施が義務付けられている自己点検評価のさらなる充実に加え、第三者による客観的な評価の導入が努力義務として位置づけられました。

評価を実施しその結果を活用することで教育内容や運営体制の組織的・継続的な改善を図り、以って社会からの一層の信頼を確保することが今日の専門学校に求められています。

こうした法改正を受け、都内専門学校を所轄する東京都では、自己点検評価、第三者評価を行う専門学校に対する実施経費の支援等に加え、この度、第三者評価を受審する環境を整備することを目的として、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会と「東京都専修学校第三者評価促進事業」を共同実施することとなりました。

本書は、本事業の一環として公益社団法人東京都専修学校各種学校協会が作成したものであり、都内専門学校が第三者評価の受審に取り組むための実践的な手引きです。

自己点検評価項目の考え方から実施、第三者評価の考え方から受審準備、実施、評価結果の活用に至るまでの流れを整理し、具体的に解説しています。各校が自校の状況に応じて課題を整理し、主体的な改善へとつなげるためのマニュアルとして活用していただきたいと思います。

また、第三者評価を行う評価者の方もこの手引きを活用して、受審校との調整、評価実施に努めていただければ幸いです。

最後に、本書の作成にあたっては、特定非営利活動法人職業教育評価機構より多大なご協力をいただきました。ここにお礼申し上げます。

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

第1章 専修学校の評価制度

1 専修学校制度と評価	3
2 学校評価の目的と意義～学校評価ガイドライン～	4
3 学校評価の定義	5
4 学校評価により期待される取組と効果	6

第2章 学校評価の進め方

1 実施方針の策定	7
2 規定整備	8
3 組織体制	9
4 情報公開	10

第3章 自己点検評価

1 自己点検評価の流れ	11
2 自己点検評価報告書	12
3 評価結果と改善計画	33
4 評価の公表	34

第4章 第三者評価

1 改正ガイドラインにおける第三者評価	35
2 自己点検評価と第三者評価	36
3 東京都における第三者評価の受審	38

第5章 付録

資料1 専修学校における学校評価ガイドライン（一部抜粋）	46
資料2 東京都版自己点検評価項目	59
資料3 東京都版自己点検評価報告書	63
資料4 学校評価に関する規程（例）	84
資料5 自己点検評価委員会議事録	86
資料6 第三者評価実施における評価者の委嘱について（依頼）	87
資料7 第三者評価の実施における評価者の派遣について（依頼）	88
資料8 就任承諾書	89
資料9 第三者評価に関する契約書（案）	90
資料10 評価実施に関するご案内	92
資料11 第三者評価業務説明資料	93
資料12 意見申立書	94



1

専門学校の制度と評価

平成14年（2002年）3月公布の「専修学校設置基準」改正により、専修学校に対して教育活動等の状況について「自己点検・自己評価を行い、その結果を公表すること」が努力義務として初めて明記されました。あわせて、評価結果について学校職員以外の者による検証を行うことも努力義務として規定されています。この改正が、専門学校における学校評価制度の制度的なスタートと位置付けられています。

その後、平成19年（2007年）6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、自己評価の実施・公表について義務化と、学校関係者評価（外部関係者による評価）が努力義務化されました。

今回施行された「学校教育法の一部を改正する法律」（※）では、専門学校の学校評価に関して自己点検評価の義務化に加えて第三者評価の努力義務化が規定されています。

これは、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていることを背景に、職業教育機関としての専門学校の位置付けを明確化し、大学に並ぶ高等教育機関として教育の質を担保するために「評価項目を大学と同等」にし、さらに「結果を公表」するなど、教育の質保証を制度的に強化する仕組みが整備されたものといえます。これにより、専門学校は単なる職業教育機関ではなく、社会や学修者に対して説明責任を果たしながら、継続的な改善を行う高等教育機関としての役割を、より明確に担うことが求められるようになりました。

今後は、自己点検評価や外部からの評価を形式的な対応にとどめるのではなく、教育内容・学修成果・運営体制の改善につなげる実効性ある学校評価として活用していくことが、専門学校に共通して求められる重要な課題であるといえます。

※令和6年（2024年）6月14日公布、令和8年（2026年）4月1日施行



2

学校評価の目的と意義 ～「学校評価ガイドライン」～

専門学校は、社会の要請に応えながら、多様な人材育成を担う職業教育機関として発展を遂げてきました。一方で、実務教育を中心とした教育の特性から、その教育の質が、企業ニーズへの適合度や卒業後の就職状況といった、いわば「就職先」や「社会で通用するかどうか」といった観点のみで評価されがちな側面も指摘されてきました。

このような状況を踏まえ、専修学校における学校評価の考え方や方向性を整理し、評価に関する共通理解を図ることを目的として、平成25年（2013年）3月に文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」が策定されました。

また、その後の学校教育法の改正により、専門学校において「自己点検評価の実施・公表の義務化」や「第三者評価の努力義務化」が明確に位置付けられたことを受け、「専修学校における学校評価ガイドライン」についても、法改正の趣旨を踏まえた大幅な改訂が行われています（以下「改正ガイドライン」）。

改正ガイドラインでは、「専修学校が自ら掲げる理念・目的を実現するために具体的に育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の教育の目標を明らかにし、学生、生徒がその目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理し、教育を運営する仕組みである職業教育のマネジメントが重要であり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。」としています。

改正ガイドラインでは、学校評価そのものが目的ではなく、手段、手法の一つであることを明確にしています。このことから、職業教育のマネジメント体制の構築と、機能の有効性の確認が評価の重要な視点となります。

改正学校教育法において専門学校には、外部の識見を有するものによる評価が努力義務となっています。略語では、外部評価という用語が使用されています。外部評価と第三者評価は、評価用語では、実施主体が異なるなど厳密な意味では同じではありませんが、改正ガイドラインでは一般的な用語として第三者評価という表現を用いています。

また、専門学校においては、従来、自己評価、学校関係者評価のみの規定が存在していましたので改正前のガイドラインでは、第三者評価の定義等は、必ずしも明確に示されていませんでしたが、今回の学校教育法の改正において規定されたことにより、第三者評価の目的、要件等が明確化されています。



3

学校評価の定義

専門学校の学校評価は自己点検評価（義務）と第三者評価（努力義務）が規定されています。これまで適用のあった学校関係者評価は改正ガイドラインにおいて「第三者評価の実施が困難な場合には学校関係者評価を実施することも許容される」としています。

◎自己点検評価	各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。
◎第三者評価	自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ※第三者評価は、上記に示されたように学校を単位として行ういわゆる機関別評価であることを示しています。
学校関係者評価	保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く。）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。



4

学校評価により期待される取組と効果

改正ガイドラインでは、学校評価によって期待される取組と効果について以下のように示されています。

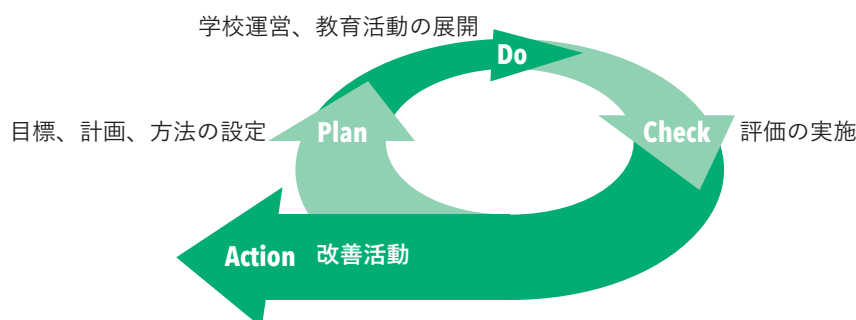
学校全体での組織的な取組

- ▶ 実践的な職業教育機関としての専門学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び学校運営等の改善のためのPDCAサイクルの中に位置付け、①教育の質の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自主的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。なお、自己点検評価及び第三者評価は、専門学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的とならないよう、評価結果を踏まえた取組を行うことが求められる。
- ▶ 学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにし、学則等へ記載することが必要である。

学校評価を通じた教職員の資質の向上

- ▶ 学校評価を通じて、教育活動及び学校運営等の実態を把握し、改善に取り組む過程で、教職員それぞれの担当科目に関する指導力や業務の遂行能力が向上し、資質向上につながることを期待される。

また、学校評価の質を高めていくため、評価の判断の基となるエビデンスの把握、分析、課題の抽出や改善の方法などについて、教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校の学校評価を通じて、外部の有識者や他校情報、知見の共有及び人的な交流を図ることも有効である。





1

実施方針の策定

学校評価の目的は、改正ガイドラインにより「各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、組織的・継続的な改善を図ること」と示されています。学校評価は、学校の教育活動および学校運営の改善と発展を目指すために自律的、組織的に行います。

学校が行う評価の実施にあたっては、実施の目的等を明確にする必要があり、次のような基本的な考え方を実施方針として明文化し、内外に周知します。

学校評価実施方針 策定例

- 学校教育の目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等が適切に行われたかについて毎年度自己点検評価を行う。
- 第三者評価を五年ごとに受審する。評価に当たっては、学校から中立で、かつ専門性の高い第三者に評価の実施を依頼し、自己点検評価の結果を基にした厳正な評価となるよう、評価実施者に対して根拠となる資料やデータなどを適切に提供する。
- 自己点検評価及び第三者評価の結果を基に、教育内容や学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取り組むとともに、評価結果と改善への取組はホームページに掲載し、広く社会へ公表する。

改正ガイドラインより



2

規定整備

学校評価の実施に関して、規程や規則の制定が義務づけられているわけではありません。ただし、学校評価は基本的に結果を公開することが求められており、自己点検評価の実施、第三者評価の受審が一定のルールをもって組織的に行われていることを内外に説明するためには、規定として明確化することが必要です。

また、学校評価は教育活動、学校運営の改善を目的として行うことから、組織的な対応であるということを明確にすることが望まれます。

評価項目・基準の設定

改正ガイドラインでは、評価項目を教育活動に関する項目を中心に据えた大項目（項目1～6）と小項目計19項目に分けて設定しています。

学校が自己点検評価を実施する際には改正ガイドラインに準拠された項目であることが基本です。さらに、第三者評価の受審を目指す場合は評価機関が設定した評価基準に基づき自己点検評価も実施することになります。したがって、自己点検評価を実施する場合は第三者評価の受審も念頭におき、評価項目を設定する必要があります。

なお、東京都は第三者評価（評価者評価）の受審促進を目的として、改正ガイドラインに示された項目のうち17項目を評価項目として指定しています。評価項目は資料編（59ページ）を参照ください。



3

組織体制

専門学校の学校評価は自己点検評価（義務）と第三者評価（努力義務）が規定されています。これまで適用のあった学校関係者評価は改正ガイドラインにおいて「第三者評価の実施が困難な場合には学校関係者評価を実施することも許容される」としています。

また、組織体制に関しても明確化を図ります。学則に規定する場合は以下を参考にしてください。

学則規定の例

（学校評価）

- 第〇〇条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育、組織及び運営ならびに施設及び設備の状況について、毎年度、自ら点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本校の教育等の総合的な状況について、学校教育法第132条の2に規定する本校以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有する者による評価（以下「第三者評価」という。）を5年ごとに実施しその結果を公表するものとする。
 - 3 自己点検評価および第三者評価の実施について必要な事項は別に定める。

目的、組織内の位置付け、役割分担は学校評価規定を別に定めて学内で共有します。資料編に「学校評価に関する規程（例）」を掲載しましたので参考にしてください（84ページ資料4参照）。

〈規定に定める主な項目〉

- ・ 目的
- ・ 委員会の設置と役割
- ・ 委員会の構成
- ・ 委員の責任
- ・ 学校評価の実施
- ・ 評価結果の報告・公表



4

情報公開

平成19年（2007年）の学校教育法改正により、専修学校においては教育活動等に関する積極的な情報提供が義務化されました。教育目標や教育課程の運用状況、学修成果等を客観的に示すことで、学校の強みや課題が可視化され、継続的な教育改善につながります。また、その情報は、学生や保護者にとって学校選択の重要な判断材料となるとともに、企業にとっては卒業生の能力や到達度を理解するための一助となることが期待されます。このような透明性の確保は、専門教育への社会的理解を深め、教育と産業の円滑な連携を支える基盤となるものです。



学校法人呉竹学園による、学校評価の情報開示例（東京呉竹医療専門学校ホームページより）
<https://www.kuretake.ac.jp/abut/data>



1

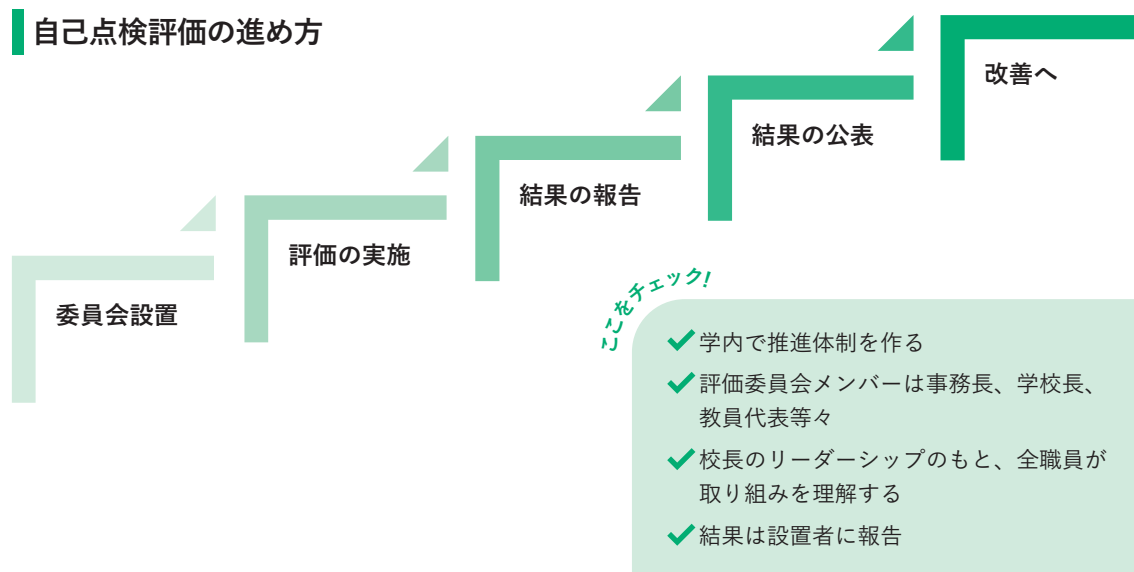
自己点検評価の流れ

学校評価を進めるにあたっては、まず自らの教育活動や学校運営の状況を振り返り、現状を的確に把握するための自己点検評価を行うことが重要となります。自己点検評価は、学校の強みや課題を明確にし、教育の質の向上や継続的な改善につなげていくための基礎となるものです。

また、自己点検評価は、法令により公表が義務づけられています。自己点検評価を行うことにより、長所や強みだけでなく、改善すべき課題も明らかになります。そのため、公表をためらってしまう場合もあるかもしれません。しかし今日の社会においては、自らの課題を真摯に開示し、改善に向けた取組を継続して行うことが、適切な学校マネジメントを实践する組織としての信頼と評価につながります。

自己点検評価は、評価計画に基づき年1回実施します。

自己点検評価の進め方





2

自己点検評価報告書

東京都生活文化局私学部では、令和8年4月に「東京都版自己点検評価項目」を指定しました。これは改正ガイドラインに示された項目、評価基準のうち、都内専門学校の実態に即した17項目を指定したものです。東専各では、この項目に対応する報告書様式を整備しました。いずれも巻末の資料編を参照下さい(59ページ資料2、63ページ資料3参照)。この手引きでは、東専各報告書様式に沿った報告書の書き方について、全体的な流れと、項目毎に「現状の説明」の箇所で記入していただきたい内容を示していますので、評価者の観点（評価の視点）も参考にしながら記入して下さい。

1 学校の沿革

この項目は学校の基本情報を確認するためのものです。記入内容は自己点検評価時のものとなります。

設置学科

学則記載の内容に従って記入します。学科について、コース毎に定員が定められている場合は行を新しくして記入して下さい。「定員」「実員」「実員のうち留学生数」は「東京都版自己点検評価項目」（59ページ資料2参照）に対応し、追加した項目です。

教員数

基幹教員（専任教員）と非基幹教員（非常勤教員）のそれぞれの人数を記入します。

沿革と特色

学校の設立から現在までの歴史、教育上の特色を記入します。

教育目標

建学の精神、教育上の理念、目的、育成しようとする人材や教育活動を実施する上での基本方針など、学校として公表している目的を記入します。

「沿革と特色」「教育目標」に関しては、東専各発行「東専各専門学校オフィシャルガイド」の各校ページ「学校の概要」欄に掲載されていますので、参照し記入いただいて構いません。



2 自己点検評価総括表

実施期間

自己点検評価の実施期間を記入します。

実施体制

組織委員会の構成を記入します。公表の際は個人情報保護の観点から個人名は省略し、所属部署のみの記載で問題ありません。

重点目標

特に力を入れる事項を明確にするために、学校の特徴や教育目標を踏まえた重点目標を設定します。設定にあたっては前年度の学校評価結果、改善方策や実施したアンケート結果に基づき、その年度で取り組むべき事項、学校としての強みや特色、解決を目指す課題などから設定します。

重点目標の設定例

1. 教育内容・カリキュラムの充実

例：産業界の最新動向を踏まえたカリキュラムの見直しを行い、実践的な職業教育を提供する。

例：インターンシップや企業連携授業の充実を図る。

2. 学生支援体制の強化

例：学習面・生活面での個別支援体制（チューター制度など）を強化する。

例：進路・就職支援体制を見直し、学生の希望に即したサポートを行う。

3. 教職員の資質向上

例：教員の授業力向上のための研修やFD（Faculty Development）活動を充実させる。

例：業界経験を持つ教員の採用や育成に努める。

4. 学習成果の可視化と評価

例：ディプロマ・ポリシーに基づいた学習成果の評価方法を明確化する。

例：eポートフォリオやルーブリック評価を導入し、学生の成長を可視化する。

5. 地域・産業界との連携強化

例：地元企業・団体との連携による教育・就職の機会を拡大する。

例：地域貢献活動（ボランティア等）への参加を通じた社会性の育成。

6. 学生満足度の向上

例：学生アンケートを定期的実施し、ニーズを把握して学校運営に反映する。

例：キャンパスライフ全体の満足度向上を目指し、学内環境の改善を行う。

7. 自己点検・自己評価体制の整備

例：PDCAサイクルに基づいた継続的な学校改善を図る。

例：自己評価結果を公開し、外部評価との連携を進める。

自己点検結果

後述する「項目毎の自己点検評価」から総合的に判断して、3段階（3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている、2：概ね基準を満たしている、1：基準を満たして



おらず改善が必要)で評価します。

本年度の課題

自己点検評価を行った結果、今後の展望と取り組むべき課題について、記述します。ここで取り上げた課題が次年度の重点目標、取り組むべき課題となります。総括的に、または課題があった項目を箇条書きで記載しても構いません。

改善に向けた取組

今回明らかになった課題に対して、今後組織としてどのように取り組むかを記載します。次年度の自己点検評価では、課題に対しての取組がどの程度達成できたかも評価の対象となります。

3 項目毎の自己点検評価

「改正ガイドライン」で示された「項目、基準の例」から17項目について、項目毎に「現状の説明」「長所・課題」「長所の伸長・課題の解決に向けた方策」を記載し、点検結果を3段階評価で記載します。「具体的内容の根拠となる資料」は、第三者評価受審の際に評価者が確認することとなるため、資料を収集し項目毎に管理しておく必要があります。

点検結果

現状の説明から判断し、3段階（3:基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている、2:概ね基準を満たしている、1:基準を満たしておらず改善が必要）で評価します。

点検結果 - 3段階評価の考え方 -

3: 基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている

基準を満たしているのは当然の前提として、それを超えて「特筆すべき」と言える取組があることを示します。「特筆すべき」とは、たとえば数値的な向上が顕著である、独自の仕組みを確立している、業界や地域から高く評価されている、といった水準を指します。

2: 概ね基準を満たしている

基準を満たしている状態です。多くの学校、多くの項目において、最も該当する評価点はこの「2」となるはずで、「2」は決して悪い評価ではありません。標準的に運営できているという、健全な状態を示します。

1: 基準を満たしておらず改善が必要

基準を満たしておらず改善が必要な状態です。形式は整っているが運用が不十分、計画はあるが実施されていない、改善計画が未着手、といった状態です。

評価点の境界事例

実際に点検結果を判断する際、最も悩むのは「2と3の境目」と「1と2の境目」です。それぞれについて、判断の目安を示します。

**2と3の差：特筆すべき取組の有無**

「2」と「3」の差は、基準達成の有無ではありません。両者とも基準は満たしている前提です。差を生むのは、特筆すべき取組があるかどうかです。

たとえば項目2-1（教育課程の編成と授業科目）であれば、「カリキュラムマップとシラバスを整備し、毎年度見直している」のは「2」の水準です。これに対し、「業界ニーズ調査を年2回以上実施し、教育課程編成委員会の議論を経て毎年度カリキュラム改編を行い、その結果として国家資格合格率を92%から95%へと向上させた」というように、取組の具体性と成果が示せる場合には「3」を検討してよい水準となります。

1と2の差：基準達成の可否

「1」と「2」の差は、基準を満たしているか否かです。形式的に書類は整っていても、実質的に運用されていない、計画はあるが実行されていない、といった状態は「1」と判断すべきです。「1」を付けるのは勇気の要ることですが、ここで自己評価を甘くしてしまうと、改善のサイクルが回り始めません。実態に即した点検が、結果として学校の改善を加速させます。

現状の説明

学校の考え方・方針・目標に基づいて現状がどのようなになっているか、どのように取り組んでいるか、簡潔に分かりやすく説明します。項目毎に記載する内容について紹介していますので、参考にして下さい。「広く周知されている」「満足度が高い」「共有している」など抽象的な表現は避けるか、データ等を追記するなど、根拠を示すことで状況を説明することを心がけて下さい。

評価の視点

自己点検評価報告書作成にあたって、各項目の説明内容を評価者がどのような視点で判断するかを示すため、「評価の視点」をあわせて記載しています。「現状の説明」の記入にあたっては、この評価の視点も参考にしてください。

長所・課題

現状の説明を通じて明らかになった長所や改善点について具体的に記載します。長所のみ、または改善点が明らかな場合は改善点のみでも構いません。

長所の伸長・課題の解決に向けた方策

長所をさらに伸ばすための方策や問題点を解決するための方策を具体的に記載します。役割分担やスケジュール等、組織的にどのように取り組むかも具体的に明らかにします。



1-1

項目1	教育理念・目的・目標
小項目1	教育理念、目的及び目標の設定等
評価の基準	
教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	
評価の基準を確認するための資料、データ	
1.学則 2.細則 3.内規 4.学生便覧 5.卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 6.その他（ ）	

現状の説明

- (1) 教育理念
- (2) 目的（学則第1条規定）
- (3) 目標及び育成人材像
- (4) 入学者受入れ方針、教育課程編成・実施方針、卒業認定方針との関連性
- (5) 教育理念等の決定過程
- (6) 学生等への周知方法

評価の視点

- ▶ 当該専門学校の教育理念を踏まえた目的、目標が適切な決定過程により設定されているか
- ▶ 設置している課程（学科、コースを設置している場合はコースごと）ごとに目的、目標、育成人材像が具体的に示されているか
- ▶ 当該専門学校の教育理念、目的、目標と学科等ごとの目的等との関連性が明確になっているか
- ▶ また、入学者受入れ方針、教育課程編成・実施方針、卒業認定方針との関連性が明確になっているか
- ▶ 教職員、学生、社会に対して教育理念等が十分に周知・公表されているか



2-1

項目2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目1	教育課程の編成と授業科目
評価の基準	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。 ②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を10単位以上開設していること。	
評価の基準を確認するための資料、データ	
1.学則 2.学生便覧 3.シラバス 4.履修ガイド 5.履修案内 6.カリキュラムマップ 7.その他（ ）	

現状の説明

- (1) 教育課程編成・実施方針の策定、内容
- (2) 教育課程編成、決定過程
- (3) 教育課程編成委員会の設置及び開催（職業実践専門課程認定校）
- (4) 日本社会の理解の促進に資する授業科目の内容（外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、外国人留学生に対して、同様の取組をしている学校）

評価の視点

- ▶ 教育課程の編成にあたって、卒業認定方針を踏まえ、学校の目的・目標及び教育人材像を実現するための教育課程編成・実施方針を策定しているか
- ▶ 教育課程編成・実施方針に基づき、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置し教育課程を体系的に編成しているか
- ▶ 当該専門学校における教育課程編成の過程は、明確になっているか
- ▶ 職業実践専門課程の認定課程（学科等）を設置する学校においては、産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため、教育課程編成委員会を設置しているか
- ▶ 上記委員会を年2回以上開催し、産業界等からの意見について具体的に反映させるなど、委員会を機能させているか
- ▶ 外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定課程を設置している専門学校においては、外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設しているか
- ▶ 該当する授業科目は、文部科学省が規定する要件を満たす適切な内容になっているか



2-2

項目2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目2	教育の実施

評価の基準

- ①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。
- ②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1. シラバス 2. カリキュラムマップ 3. 学則 4. 成績評価基準 5. 指定養成施設の場合は指定規則・基準
6. その他（ ）

現状の説明

- (1) 授業科目内容に応じた授業形態・方法に関する基本方針
- (2) 授業科目ごとのシラバスの作成と学生への周知
- (3) シラバスを用いた学生への履修等の指導
- (4) 成績評価方法の学生への周知と成績評価の決定過程
- (5) 成績評価に関する学生からの問合せに関する対応
- (6) 企業等と連携した実習等の実施（職業実践専門課程認定校）

評価の視点

- ▶ 各授業科目について、適切な授業形態、方法及び教材が用いられているか
- ▶ 授業科目ごとにシラバスを作成し、学生に周知しているか
- ▶ 学生に対する履修指導、予習・復習等に係る相談・支援に取り組んでいるか
- ▶ 成績評価について、授業科目の内容、形態に応じた基準を設定し、シラバス等で学生に明示した上で、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っているか
- ▶ 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問合せ等に対応するしくみを整備し、かつ学生に対して明示し、適切に運用しているか
- ▶ 職業実践専門課程の認定課程（学科等）を設置する学校においては、実践的な職業教育として重要な企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）を行っているか
- ▶ 連携実習等の総事業時間数に占める割合を設定しているか
- ▶ 連携実習等において、協力機関等と到達目標等を共有し、成績評価等について必要な協働・連携する体制を整備しているか



2-3

項目2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目3	単位・卒業認定

評価の基準
学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
1. シラバス 2. 学則 3. 卒業認定基準 4. 指定養成施設の場合は指定規則・基準 5. その他（ ）

現状の説明

- (1) 卒業認定方針の策定、内容と認定基準
- (2) 卒業認定方針の学生への周知
- (3) 卒業認定の決定過程

評価の視点

- ▶ あらかじめ、学生に周知している卒業認定方針に即した卒業認定の基準及び方法によって卒業認定を行っているか



2-4

項目2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目4	学修成果目標の達成状況

評価の基準
①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 ②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
1. 卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 2. 学生のポートフォリオ 3. 指定養成施設の場合は指定規則・基準等 4. その他（ ）

現状の説明

- (1) 卒業認定方針に明示した修得内容の把握方法
- (2) 学生の進路に関する目標設定と達成状況の把握
- (3) 進路、キャリア形成に関する学生への指導・相談体制
- (4) 進路状況の多角的、継続的な視点に立った検証と教育内容の改善への取組

評価の視点

- ▶ 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力（資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務遂行能力の習得含む。）の習得についての目標を定め、学生の達成状況を把握し評価しているか
- ▶ 学生の就職、進学等進路に関して具体的な目標を定め、その目標の達成状況を把握しているか
- ▶ 卒業後の進路・キャリア形成に関する相談や指導などの支援体制を整備し適切に運用しているか
- ▶ 卒業生の進路・キャリア形成状況等を踏まえ、当該専門学校の教育課程、教育方法、学修成果等を検証し、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっているか
- ▶ 卒業生、実習先・就職先など関連する企業及びその他組織の意見や在学生の意見を勘案するなど、多角的、継続的な視点に立った検証方法等について工夫をしているか



3-1

項目3	学生の受入れ、学生支援
小項目1	学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理

評価の基準

- ①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。
- ②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

- 1.学則
- 2.入試規定
- 3.入試実施要領
- 4.入学者選考基準
- 5.募集要項
- 6.その他（ ）

現状の説明

- (1) 入学者受入れ方針の策定と内容
- (2) 入学者選抜方法、手続きの公表
- (3) 入学者決定の過程
- (4) 入学定員の充足と在籍学生数の管理

評価の視点

- ▶ 卒業認定方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等を明確に示しているか
- ▶ また、選抜方法及び手続をあらかじめ公表した上で、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜しているか
- ▶ 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しているか



3-3

項目3	学生の受入れ、学生支援
小項目3	多様な学生に対する支援

評価の基準

②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1. 多様な学生に対する支援が分かる資料 2. 留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料 3. 東京都の「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針」の遵守状況が分かる資料
4. その他（ ）

現状の説明

- (1) 障がいのある学生に対する配慮、具体的な支援
- (2) 外国人留学生に対する配慮、具体的な支援（外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、外国人留学生を受入れている学校）
- (3) 外国人留学生の在籍管理、進路目標と達成状況、指導体制（外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、外国人留学生を受入れている学校）
- (4) 外国人留学生に対する日本人学生との交流の機会（外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校、外国人留学生を受入れている学校）
- (5) 学生の経済的側面に対する支援

評価の視点

- ▶ 障がいのある学生、海外からの留学生等多様な学生に対して必要な配慮、支援を行っているか
- ▶ 特に、外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定課程を設置する専門学校においては、海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか
- ▶ 学生が就学を継続するための経済的側面に対する支援体制を整備し、情報の提供及び相談について適切に周知、運用しているか



3-4

項目3	学生の受入れ、学生支援
小項目4	学生生活に関する支援

評価の基準

- ①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。
- ②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。
- ③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。
- ⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1. カウンセラーの配置等による相談体制等が分かる資料
2. 学生便覧
3. 学生の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料
4. 学校保健計画や学生の健康管理体制等が明記された資料
5. キャリア支援等に関する資料
6. その他（ ）

現状の説明

- (1) 学生生活に関する相談体制の整備と周知
- (2) 学生相談の状況把握と対応
- (3) 学校保健安全法に基づく学校保健計画の策定
- (4) 学生の健康診断の実施、心身の健康に関する啓発・指導

評価の視点

- ▶ 学生生活等に関する相談体制を整備し、相談対応について、十分、学生に対して周知し、機能、活用されているか
- ▶ 定期的な健康診断の実施、結果のフォロー、健康管理に関する啓発活動など、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか



4-1

項目4	教育実施組織・教員
小項目1	教員の配置、募集、採用

評価の基準

①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1.教員の採用等に関する資料 2.教員名簿 3.教員の授業分担、時間割等の担当する授業時数等が分かる資料 4.教員評価に関する資料
5.その他（ ）

現状の説明

- (1) 教員の採用基準
- (2) 教員の配置

評価の視点

- ▶ 法令上の基準を遵守し、学校の目的を実現し、目標を達成するための教育を十分に実施できるだけの教員を配置しているか



4-2

項目4	教育実施組織・教員
小項目2	教員の組織編制等

評価の基準
①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
1. 専門分野の分かる教員名簿 2. 業務分担体制の規程 3. その他（ ）

現状の説明

- (1) 教育活動を進めるための教員の組織体制
- (2) 教員組織の役割分担と責任の所在

評価の視点

- ▶ 当該専門学校の教育活動を進めるための基本的な組織体制を整備しているか
- ▶ 組織の責任体制、役割分担が規程等において明確で、連携体制が機能しているか



4-3

項目4	教育実施組織・教員
小項目3	教員の資質の向上

評価の基準

- ①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。
- ①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。
- ②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

- 1.教員研修に関する資料 2.専攻分野について企業等との連携が分かる資料 3.企業等との連携による教員研修が分かる資料 4.その他（ ）

現状の説明

- (1) 教員の資質向上に向けた研修計画の策定と実績
- (2) 学校の授業の内容及び方法の改善を図るためのFD (Faculty Development) など組織的な取組
- (3) 教員の研究活動、自己啓発等への支援
- (4) 企業等と連携した教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修の組織的な取組（職業実践専門課程認定校）
- (5) 企業と連携した教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修の組織的な取組（職業実践専門課程認定校）

評価の視点

- ▶ 教員の資質向上を図るために、研修計画を作成し、計画的に必要な研修を受講させるなど組織的な取組を行っているか
- ▶ 教育の質の向上に向け組織的なファカルティ・ディベロップメント活動に取り組んでいるか
（実施例） ・教員相互の授業参観の実施
・授業方法についての研究会の開催
・新任教員のための研修会の開催等
- ▶ 上記の取組を行う上で、専門学校として、教育及び専門領域の実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び教員に求められる職能に関する理解を図っているか
- ▶ 職業実践専門課程の認定校においては、企業等と連携した研修（専攻分野の知識等）を組織的に行っているか
- ▶ 職業実践専門課程の認定校においては、企業等と連携した研修（指導力の向上）を組織的に行っているか



5-1

項目5	教育環境
小項目1	教育環境の整備

評価の基準
①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
1.施設・設備等の概要 2.演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料 3.指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料 4.図書室の整備や専門書等の整備が分かる資料 5.その他（ ）

現状の説明

- (1) 教育課程を実施するために必要、かつ十分な施設と、学生数、教育内容、教育方法に対応するための設備の整備と活用
- (2) 施設、設備についての点検と計画的な改修、補修等

評価の視点

- ▶ 当該専門学校における教育課程を実施するために必要、かつ十分な施設と、学生数、教育内容、教育方法に対応するための設備を整備し、十分活用しているか
- ▶ 施設、設備について適宜点検し、計画的に改修、補修等を適切に行っているか



5-2

項目5	教育環境
小項目2	安全対策、防災組織

評価の基準

①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1. 学校保健安全法等に基づく計画等の安全対策が分かる資料
2. その他（ ）

現状の説明

- (1) 学校保健安全法に基づく学校安全計画の策定と運用
- (2) 火災の発生及び大規模災害発生時並びに授業中の安全管理等における対応

評価の視点

- ▶ 学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、火災の発生及び大規模災害発生時並びに授業中の安全管理等において、適切に対応しているか



項目 6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目 1	中期事業計画と財務基盤

現状の説明

- ## 評価の視点

- 第3章 自己点検評価



6-2

項目6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目2	学校運営

評価の基準

①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。

評価の基準を確認するための資料、データ

1. 学校運営に関する規定
2. 学校運営に関する会議体、規則等及び運営状況が分かる資料
3. その他（ ）

現状の説明

- (1) 学校の全体の運営にかかる事務組織体制の整備
- (2) 事務局体制の業務分担、責任体制
- (3) 教員と職員の連携体制
- (4) 校長による意思決定及び執行管理
- (5) 学校の管理運営や教育活動等に関わる教職員に対する必要な知識及び技能の習得、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修の機会の提供等の取組

評価の視点

- ▶ 当該専門学校の全体の運営について、事務組織体制を整備し、業務分担、責任体制が明確になっているか
- ▶ 教員と職員による連携体制を確保しているか
- ▶ 校長による意思決定及び執行管理が適切に行われているか
- ▶ 学校運営を適切かつ効果的に行うため、学校の管理運営や教育活動等に関わる教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的に研修の機会を設けるなどの取組を行っているか



6-3

項目6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目3	学校評価の実施と改善活動

評価の基準
①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 ①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。 ②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。 ③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。
評価の基準を確認するための資料、データ
1.学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の議事録及び意見等が反映されたことが分かる資料 2.関係企業団体、地域社会等の意見及び意見を踏まえた改善等が分かる資料 3.学校評価の結果や改善状況を公表していることが分かる資料 4.学校評価の改善状況が分かる資料 5.その他（ ）

現状の説明

- (1) 教育課程編成委員会の実施状況
- (2) 学校評価の実施と公表方法
- (3) 学校評価に関する規定の整備
- (4) 教育課程編成委員会での討議内容、学校評価実施の結果をふまえた学校運営の改善への取組

評価の視点

- ▶ 教育課程編成委員会での検討事項を学校運営にどのように反映させているか
- ▶ 学校評価の公表方法



6-4

項目6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目4	社会からの理解と情報の公表

評価の基準

- ①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。
- ②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得よう取組んでいること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1. 教育活動、学校運営等の情報を公表していることが分かる資料
2. 教育目的等の達成や活動状況の関連教育機関や産業界等に対する取組等が分かる資料
3. その他（ ）

現状の説明

- (1) 自己点検・評価結果をはじめ、公表が求められている教育情報の公表
- (2) 教育内容等が社会から理解を得られるような産業界等への積極的な取組
- (3) 教育課程の編成、実施など実践的な職業教育の展開、改善・向上に向け、継続する教育機関（高等学校等）、産業界、自治体等からの意見の積極的な聴取、活用

評価の視点

- ▶ 自己点検・評価結果をはじめ、公表が求められている教育情報について適切に公表し、説明責任を果たしているか
- ▶ 当該専門学校の教育内容等が社会から理解を得られるように、特に産業界等への積極的な取組が行われているか
- ▶ 教育課程の編成、実施など実践的な職業教育の展開、改善・向上に向け、継続する教育機関（高等学校等）、産業界、自治体等からの意見を積極的に聴取し、活用しているか



3

評価結果と改善計画

専門学校の自己点検評価に関して、平成19年（2007年）の学校教育法及び同法施行規則の改正により、これまでの努力義務から、自ら評価を行い、その結果を公表することが義務づけられました。改正ガイドラインでは評価結果の公表について次のように示されています。

- 学校評価を行った場合は、その結果及びそれを踏まえた今後の改善方策（以下「評価結果等」という。）について、広く社会に向けて公表、周知することが必要である。
- 評価結果等を公表することは、各専門学校の現状、目標と成果、課題や改善方策に関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の改善等への取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段（ツール）である。
- 評価結果等の公表に当たっては、学校のホームページや出版物への掲載、入学を検討する高校生等への周知、父母等を対象とした説明会において報告するなど、公表する方法や内容等を工夫する必要がある。

改正ガイドラインより



4

評価の公表

公表方法として一般的なのは、ホームページによる公開です。現在、多くの学校においては、トップページのヘッダーやフッター等に「情報公開」の項目を設け、自己点検評価結果を閲覧・ダウンロードできるようにしています。また、当該年度の結果のみならず、過去の実施報告についても併せて掲載し、改善の経過を明らかにすることが重要です。一方で、ホームページに掲載していても掲載箇所が分かりにくい場合や、結果報告が閲覧のみでダウンロードできない場合には、形式的な公開にとどまっているとの印象を与え、情報公開に対する姿勢が十分ではないと判断される可能性があります。

学校評価の結果については、適切に公表するとともに、学校の設置者（学校法人等）に報告します。設置者は、評価結果を踏まえ、学校における改善活動が着実に進むよう支援するとともに、円滑な学校運営が図られるよう、中期事業計画等への位置付けを含めた適切な対応を行うことが求められます。また、学校評価に基づくPDCAサイクルが適切に機能しているかを検証し、学内で課題を共有しながら継続的な改善活動に取り組めるよう、必要な指導・助言を行います。



1

改正ガイドラインにおける第三者評価

専門学校における学校評価のうち、自己点検評価は既に義務化されていますが、第三者評価については、現時点では「努力義務」と位置付けられています。しかしながら、職業実践専門課程の認定要件として必須とされている「学校関係者評価」をはじめ、教育活動の客観性や透明性を高めるための外部的な評価の取組が重視されるようになっており、その延長線上で第三者評価の活用が制度的に求められる方向性が明確になりつつあります。

さらに、「高度専門士」を付与する学校や、「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の認定学科を設置する学校については、令和8年度から令和12年度までの間に第三者評価を受審することが求められるなど、第三者評価の位置付けは年々強化されています。改正ガイドラインでも「自己点検評価や第三者評価等を定期的に行い、その結果に基づき教育活動、学校運営等の改善に継続的に取り組んでいることについて広く社会に公表することが必要である」と記載されています。

改正ガイドラインでは、第三者評価の実施者（評価者）の要件について次のように示しています。

第三者評価の実施者に求められる要件

要件	以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成 ・専門的な評価が可能な者（以下の全てを満たす必要はなく、学校の状況や学科等の分野に応じて判断） ①当該学校・学科の分野に精通している者 ②専修学校に識見を有する者 ③大学等の評価経験者等 ・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者 ・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者
留意事項	・評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること※ ※「組織だって評価する」とは、各評価実施者が個別に評価作業を行い、それぞれ評価結果を示すのではなく、評価者間での議論や検討を経て、一つの評価結果、評価報告書をまとめることを意味する。



2

自己点検評価と第三者評価

第三者評価は、外部の評価者が学校の自己点検評価報告書を入口として、独立した立場から評価を行う仕組みです。第三者評価は努力義務とされていますが、実質的にはこれを受審することが学校の信頼性を担保する標準的な姿となりつつあります。つまり、自己点検評価の質が、そのまま第三者評価の出発点となるということです。

第三者評価機関の評価者は、提出された自己点検評価報告書を熟読します。報告書の記述から学校の姿をイメージし、確認したい論点を整理して、実地調査に臨みます。したがって抽象的で具体性に欠ける報告書を提出した学校は、評価者から「実態を確認させてください」という基本的な質問に多くの時間を取られます。逆に、具体的で論理的な報告書を提出した学校は、評価者と「より深い対話」をすることができます。書類審査の段階で、学校の姿勢が試されているわけです。以下に評価者が共通して重視する4つの観点を挙げますので、受審前に自己点検評価報告書の記述について見直しを行うことをお勧めします。

この章では、東専各作成様式「東京都版自己点検評価報告書」（63ページ資料3）を例に説明します。

観点① 基準・項目設定の適切性

学校が、自らの教育活動を評価項目の内容に正しく対応させて記述しているか。項目の解釈に無理がなく、適切に自校の活動を当てはめているか。これが第一の観点です。たとえば、項目2-2「教育の実施」の欄に、本来は項目4-3「教員の資質の向上」で扱うべき教員研修の話を書いてしまっている、といったずれを評価者は見抜きます。

観点② 自己分析の客観性

学校が自校を客観的に見つめているか。長所だけが並び、課題が一切書かれていない報告書は、自己分析の客観性に疑問を持たれます。逆に、課題ばかりで長所が見えない場合も、自校の強みを正しく把握できていないと判断されます。長所と課題の両面が、バランスよく書かれていることが、客観性の証となります。

観点③ 改善策の具体性

〔長所の伸長・課題の解決に向けた方策〕の欄に、誰が・いつまでに・何を・どこまで、が明示されているか。「検討する」「努める」といった抽象的な表現が並ぶ場合、評価者は「方策が定まっていない」と判断いたします。改善策の具体性は、学校の改善能力そのも



のを示す指標となります。

観点④ 取組と資料の整合性

〔現状の説明〕で述べた取組と、〔具体的内容の根拠となる資料〕として選択された資料が、論理的に対応しているか。本文では言及されていない資料がチェックされていたり、本文で挙げた取組を裏付ける資料がチェックされていなかったりすると、評価者に「実態を反映しているのか」と疑念を持たれかねません。

さらに、評価者に自己点検結果報告書を提出前に必ず確認していただきたい項目を5つにまとめました。

①〔点検結果〕と〔現状の説明〕の整合

点検結果として付けた評価点（3・2・1）と、現状の説明に書かれた内容が、論理的に整合しているか。3を付けたのであれば特筆すべき取組が読み取れるか。

②〔資料〕選択の妥当性

チェックを入れた資料が、〔現状の説明〕で言及した取組を裏付けるものになっているか。本文で触れていない資料に機械的にチェックを入れていないか。

③〔長所・課題〕の具体性

「適切」「順調」といった抽象表現で終わっていないか。数値、固有名詞、時期のいずれかが含まれているか。

④〔伸長・解決方策〕の主語と期限

誰が、いつまでに、何をするか、が明示されているか。「検討する」「努める」だけで終わっていないか。

⑤表記の統一

全項目を通して、敬語、専門用語、数字の表記（半角・全角）が統一されているか。複数部署で分担執筆した場合、ここに最もばらつきが出やすくなります。



3

東京都における第三者評価の受審

東専各では、都内専門学校の積極的な外部評価受審を支援するために東京都と協定を締結して「専修学校第三者評価促進事業」を実施します。以降、この章は、機関を介さず評価者複数名で組織されたチームによる第三者評価を受審する際の説明となります。なお、評価機関に依頼する場合は、その機関のスキームに従い、受審してください。

1 受審の決定

第三者評価を受審するにあたっては、まず自己点検評価を適切に実施し、その結果を報告書として取りまとめることが必要となります。自己点検評価の結果は学内で共有し、学校運営および教育活動における長所の把握や課題の整理を行い、質の向上に向けた組織的な改善に取り組むことが前提となります。

これらの内部的な検証および改善の取組を踏まえ、教育活動の客観性および透明性を一層高めることを目的として、第三者評価の受審は学校として組織的に判断・決定します。なお、受審の決定プロセスや決定主体については、あらかじめ規程等に定めておくことが望ましいでしょう。

※評価受審に至るまでの諸規定整備、学内組織の構築については「第2章 学校評価の進め方」を参照下さい。

2 評価者の選任

評価の受審を決定してから、まずは評価者を選定して依頼します。評価者が決定次第、評価者とのスケジュール調整に入ります。評価合同会議、訪問調査、評価者会議（オンライン可）など、早めにスケジュールを確定することで、日程の短縮、準備期間の確保に繋がります。

評価者の選任主体は学校となります。評価者の選任は、第三者評価の質や信頼性を確保するために最も重要な要素です。

評価者は、複数名（原則として3名以上）を選任します。第三者評価は、特定の分野や学科における教育内容そのものを評価することを目的とするものではなく、学校全体としての組織運営や管理体制、取組の状況等を総合的に評価することを目的としています。そのため、設置する分野や学科に関する専門的な知見を有していないことを理由として、直



ちに評価者として不適当であるとは限りません。評価者の選任にあたっては、この点を十分に踏まえ、「学校から独立した、識見を有する第三者」という観点から行うよう留意してください。

それまで実施していた学校関係者評価の委員を評価者に選任することも可能です。ただし、改正ガイドラインで定められている要件に該当するかを確認し、ご判断下さい。教育課程編成委員を依頼している場合、学校の教育に関する重要事項に参画しているとみなされますので、第三者的な視点を持った評価者とするのは難しいでしょう。

東京都における第三者評価受審促進事業について

学校教育法改正により、令和8年度から自己点検評価及び第三者評価の扱いが変わりました。

このことを受け、東京都では、都内の専修学校教育の質の向上を図ることを目的として、新たに、第三者評価を受審し一定要件を満たした学校をモデル校として認定する事業を実施します。

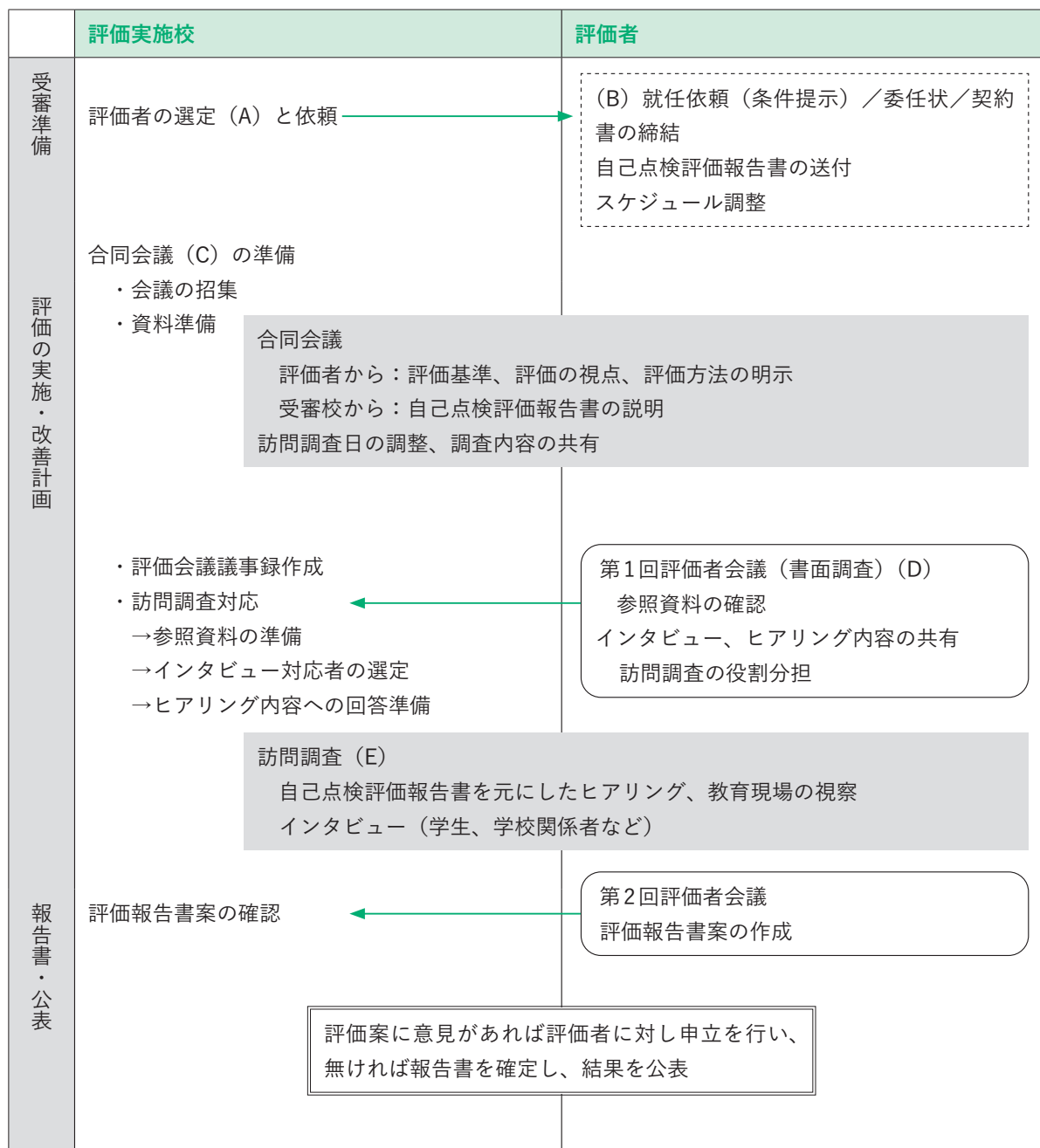
都によるモデル校認定や、私立専修学校教育環境整備費補助金における専修学校評価促進のうち「第三者評価」の補助を受けるためには、都が指定する項目により自己点検評価を実施し、それを踏まえて第三者評価を受審することを要件とする予定です。



3 評価の実施

評価者を選任してからの流れを評価スケジュールとして例示します。詳細はそれぞれの項をご確認下さい

評価スケジュール〈標準モデル〉





評価スケジュールの設定

評価者評価を受審するにあたり、評価者の選定、進行管理等は受審する学校側が行うこととなります。したがって、評価の依頼から審査を経て報告書の提出までの期間をあらかじめ設定してから、そのスケジュールを元に評価者依頼をするか、評価者に依頼後、評価者と受審校間でスケジュール調整を行うかは学校が判断し、調整することになります。

(A) 評価者の選定

東京都では、評価者の質を確保するために「評価者バンク」からの選任を求めています。評価者バンクの登録者は、評価者研修の修了者、または過去に第三者評価の評価者としての実績を有する者が登録されています。評価者バンクは令和8年（2026年）10月から運営を開始する予定です。学校独自で評価者を探す場合は「2 評価者の選任」の内容にご留意下さい。

(B) 受審準備

評価者決定後、業務内容、報酬等に関する契約書を締結します。評価に関する基本事項も共有し、必要な資料の準備にあたります。依頼文、契約書のサンプルは巻末資料集を参考にして下さい。

- ・ 評価者との契約書に記載する内容
期間（回数）、業務内容、報酬、交通費、守秘義務、個人情報の取り扱い

(C) 合同会議

学校、評価者による合同会議で評価の進め方や内容等について共有します。

- ・ 評価に関する基本事項の共有

評価項目：「東京都版自己点検評価項目」を基本とします。学校独自の項目がある場合は、評価者と共有します。

評価様式：自己点検評価報告書に基づき、必要な場合は参照資料を準備します。個人情報掲載されている資料は訪問調査時に確認します。

評価方法：書面調査、訪問調査、インタビュー等のスケジュールを調整します。

結果報告：評価報告書フォームに基づき報告することになります。

(D) 書面審査

評価の基本は、学校で作成した自己点検評価報告書を確認する書面調査です。書面調査だけでは確認できなかった事項に関して、直接訪問のうえ根拠資料、学生等へのインタビュー、教職員へのヒアリングによって補強、確認します。

学校はまず、作成した「自己点検調査報告書」を評価者へ送付します。評価者は、スケジュールに従って期日までに書面調査を済ませ、書面調査の内容に関して確認が必要な事



項を予め学校に伝えます。学校は訪問調査までに書類等の準備を行います。同様に、自己点検評価報告書の内容に関して、学内、学習者、その他関係者の理解、共有が出来ているかをインタビューやヒアリングで確認します。評価者は、事前に学校側へ質問項目を通知します。

(E) 訪問調査

訪問調査は自己点検評価報告書の内容確認だけでなく、学校の施設確認、学校教職員や学生へのインタビューを通じて、教育活動の内容について自己点検評価結果の内容と実体に乖離がないかを確認します。評価者は自己点検評価には現れていなかった学校の優れた点や特徴、問題点などもヒアリングやインタビューを通じて確認します。インタビューやヒアリング内容は評価者から事前に通知されます。下記のスケジュールは1日で終了するスケジュールの例となります。

予行演習のすすめ

訪問調査では評価者から予め確認内容が通達されます。当日の円滑な進行のために、学内で予行演習するなどして万端の準備をもって臨むことをお勧めします。

訪問調査の基本スケジュール例

時刻	内容	時間
10:00～	集合：オリエンテーション	30分
10:30～	評価者会議①（役割分担）※	30分
11:00～	学校ヒアリング調査①（資料確認）	90分
12:30～	昼食・休憩	60分
13:30～	学校施設見学、教育環境調査	60分
14:30～	インタビュー調査（学生、卒業生等）	30分
15:00～	ヒアリング調査②（教職員）	60分
16:00～	評価者会議②（調査内容の共有）	60分
17:00	訪問調査結果・今後の進行	30分
17:30	訪問調査終了	

※改正ガイドラインにも「評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること」とあり、評価者間での議論や検討を経て一つの評価結果をまとめることとなるため、訪問調査時に評価者による会議の時間を設ける必要があります。



訪問調査に向けた事前準備リスト例

項目	内容
移動手段の手配	場合によっては、遠方から来訪される評価者の交通手段や宿泊の手配を行う
会場の確保	評価作業、ヒアリング、インタビュー会場の確保
資料準備	参照資料の準備
ヒアリング調査	調査対応者（教職員）の確保、名札プレートの用意
インタビュー調査	インタビュー対応者（学生、卒業生）の確保
視察ルートの設定	特色のある実習室など、評価者の要望を確認しつつあらかじめ設定しておく
記録	ヒアリング、インタビュー内容の録音
昼食・茶菓等	必要に応じて
文具類	必要に応じて

4 報告書

書面調査、訪問調査が終了すると、評価者が報告書原案をとりまとめて学校に通知します。学校は内容について確認し、疑義があれば申立てを行います。

申立て

ガイドラインに基づき評価結果に対して意見の申立てを行う機会を設けます。

意見申立ての対象とするのは、不適合等に関する評価結果を基本とします。細かな文章表現等については、誤解を生じる表現以外は対象としません。

評価結果に対しての申立ては依頼した評価者に行います。評価者は会議を設けて見解をまとめ、学校に報告します。

第三者評価は、質の保証と向上を目的として実施されるものであり、その観点からは、事実関係や改善への取組の確認を重視し、手続き自体に過度にこだわるものではありません。

また、評価結果や今後の取組を公表して社会の理解を得ること、さらに継続的な評価を通じて質の向上への取組が確認されることが重要であると考えます。いずれにしても評価者選定に際し、申立てに関する事項も共有しておくのが良いでしょう。



5 結果の公表

評価結果が確定し、評価者から評価報告書が提出されたところで結果を公表します。改正ガイドラインにおいても公表に関しては以下のように示されています。

- 学校評価を行った場合は、その結果及びそれを踏まえた今後の改善方策（以下「評価結果等」という。）について、広く社会に向けて公表、周知することが必要である。
- 評価結果等を公表することは、各専門学校の現状、目標と成果、課題や改善方策に関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の改善等への取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段（ツール）でもある。
- 評価結果等の公表に当たっては、学校のホームページや出版物への掲載、入学を検討する高校生等への周知、父母等を対象とした説明会において報告するなど、公表する方法や内容等を工夫する必要がある。

6 費用負担

第三者評価の実施にあたっては以下のような経費が発生することを想定し、あらかじめ予算措置をする必要があります。

支出経費例

	項目	単価例	備考
1	評価者謝金	10,000 円×16 時間×3 人	※評価者実務時間の積算は次ページ表参照
2	評価者旅費	実費	
3	会議費	実費	
4	インタビュー対応者謝金	10,000 円×1 回	学生、企業関係者、卒業生への謝礼
5	文具等消耗品	実費	
6	通信費	実費	契約書等送付
7	借損料	実費	PC レンタルなど
8	記録（テープ起こし等）	実費	
9	HP 更新		評価結果の公開（業者依頼）



評価者実務時間例

	業務区分	内 容		形式	時期	業務量
1	書面調査	自己点検評価報告書確認			〇〇年 〇月 〃 〇〇年 〇月	2時間
2	評価者会議	1.評価方針の共有 2.評価報告書の作成	オンライン			2時間×2回
3	訪問調査 ①資料確認 ②ヒアリング ③インタビュー ④施設確認	対象： ①学校管理者 ②学校教職員 ③学生、卒業生等 ④教育設備環境	対面			計8時間
4	評価報告書原案作成	評価者会議で協議した内容に基づき作成				2時間
計						16時間

* ヒアリング調査及び訪問調査は同日に行うことを前提としています。

* そのほか、評価者に学校担当者との打合せや評価者間の日程調整等の業務が発生する場合、実務時間数は増えることになります。

私立専修学校教育環境整備費補助の申請

東京都では、自己点検評価、第三者評価実施に際し学校評価促進を目的として「私立専修学校教育環境整備費補助」を行っています。補助の内容と申請スケジュールは以下の通りです。

◎補助の内容

自己点検評価補助（20万円）

学校教育法改正の趣旨を踏まえた自己点検評価を行い、報告書を作成する経費を補助

第三者評価補助（上限60万円 ※評価にかかる経費の1/2）

東京都が認める第三者評価の実施及び報告書作成に直接要する経費を補助

◎申請スケジュール（予定）





資料1 専修学校における学校評価ガイドライン（一部抜粋）

第1部 専門学校の学校評価

1 学校評価の目的・定義

（1）専門学校における学校評価の目的

○各学校で取り組む自律的な質保証の手段として、専門学校の学校評価は、以下を目的として実施する自律的な質保証の取り組みであり、専門学校の学生が質の高い実践的な職業教育等を享受できるような教育活動及び学校運営の改善と発展を目指すための取組として位置付ける。

【学校評価の目的】

各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、組織的・継続的な改善を図ること。

○具体的には、上記目的を実現するために、改正学校教育法等に基づき、各学校においては、学校評価として①自己点検評価、②外部の識見を有する者（第三者）による評価（以下「第三者評価」という。）（場合によっては学校関係者評価）の実施と結果公表を行うものである。

（2）学校評価に関する関連法令の規定

○専門学校の学校評価は、学校教育法（昭和22年法律第26号）において、自己点検評価（第132条の2第1項）、第三者評価（同条第2項）を次のように規定している。

■学校教育法（抄）

第百三十二条の二 専門課程を置く専門学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専門学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 専門課程を置く専門学校は、前項に規定する状況について、当該専門学校の職員以外の者で専門学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

○自己点検評価については、その内容について学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に大学と同様の規定が置かれる予定である。



■学校教育法施行規則（抄）

第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

○これら法令の規定により、各学校は、次のように学校評価に取り組むことが必要となる。

- ①学校において教職員による自己点検評価を行い、その結果を公表すること。
- ②外部の識見を有する者による評価（第三者評価）を行うとともにその結果を公表するように努めること。

（3）学校評価の形態

○上記法令の規定等を踏まえると、専門学校における学校評価の実施方法は以下の二つが原則となる。

- ①自己点検評価（義務）
- ②第三者評価（努力義務）

②第三者評価は、努力義務であり、また、地域や分野によっては当面の間評価の実施主体の確保等が難しい場合なども想定される。第三者評価の実施が困難な場合等には、③学校関係者評価を実施することも許容される。

（4）学校評価の定義

①自己点検評価

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。

②第三者評価

自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。

③学校関係者評価

保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く。）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。



(5) 学校評価により期待される取組と効果

【学校全体での組織的な取組】

○実践的な職業教育機関としての専門学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び学校運営等の改善のためのPDCAサイクルの中に位置づけ、①教育の質の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自律的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。なお、自己点検評価及び第三者評価（又は学校関係者評価）は、専門学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的とならないよう、評価結果を踏まえた取り組みを行うことが求められる。

○学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにし、学則等へ記載することが必要である。

【学校評価実施方針 策定例】

- ・学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等が適切に行われたかについて毎年度自己点検評価を行う。
- ・第三者評価を五年ごとに受審する。評価にあたっては、学校から中立で、かつ専門性の高い第三者に評価の実施を依頼し、自己点検評価の結果を基にした厳正な評価となるよう、評価実施者に対して根拠となる資料やデータなどを適切に提供する。
- ・自己点検評価及び第三者評価の結果を基に、教育内容や学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取り組むとともに、評価結果と改善への取組は、ホームページに掲載し、広く社会へ公表する。

（学校関係者評価を実施する場合）

- ・自己点検評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置課程に関連する企業・団体等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。学校関係者評価は、学校評価規程に基づき、選任する業界関係者、卒業生、父母等において「学校関係者評価委員会」を組織し実施する。当該委員会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。

【学校評価を通じた教職員の資質の向上】

○学校評価を通じて、教育活動及び学校運営等の実態を把握し、改善に取り組む過程で、教職員のそれぞれの担当科目に関する指導力や業務の遂行能力が向上し、資質向上につながることを期待される。

また、学校評価の質を高めていくため、評価の判断の元となるエビデンスの



把握、分析、課題の抽出や改善の方法などについて、教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校の学校評価を通じて、外部の有識者や他校の情報、知見の共有及び人的な交流を図ることも有効である。

2 自己点検評価

(1) 自己点検評価の基本的な考え方

- 自己点検評価は、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、その教育水準の向上に資するため、当該専門学校の教育活動、学修成果、組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営、教育活動等の改善等に活用する自律的な取組である。
- 各学校においては、本ガイドラインを参考に、学校評価の基本方針を定め、学校の目標、自己点検評価の評価項目・基準等を設定し、自己点検評価の実施計画・スケジュールなど策定の上、実施することが必要である。

(2) 自己点検評価の項目及び基準の設定

- 自己点検評価を行う上では、評価の項目及び基準等（以下「項目等」）を設定することが必要となる。本ガイドラインでは、「専門学校の評価項目、基準の例」について、附属資料1として掲載している（P. 30）。これらの項目等はあくまで最低限必要と考えられるものを例示したものであり、具体的にどのような項目等を設定するかは各学校が判断すべきことである。
- 評価を行うことが、学校の教育理念、教育目的、教育目標の実現に向けた教育活動、学校運営が適切にマネジメントされているかを確認する手段であることを踏まえ、学校の特色や課題、分野等に応じて項目等を追加するなど、必要な評価の項目等を学校ごとに検討し、設定することが重要である。また、実践的な職業教育を行う専門学校として、就職や資格免許取得等の学修成果の達成度に関する目標を設定し、達成度を示すなど、学修成果についての具体的な項目等を加えることも重要である。

(3) 自己点検評価の周期（評価期間）と範囲

- 自己点検評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施するものとする。



また、改善に向けた取組の適切さや教育目標、学校の各種計画、評価項目等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の際にあわせて確認することも必要である。

- これら定期的な自己点検評価等に限らず、日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

(4) 自己点検評価の実施体制

- 自己点検評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有しながら組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、自己点検評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。

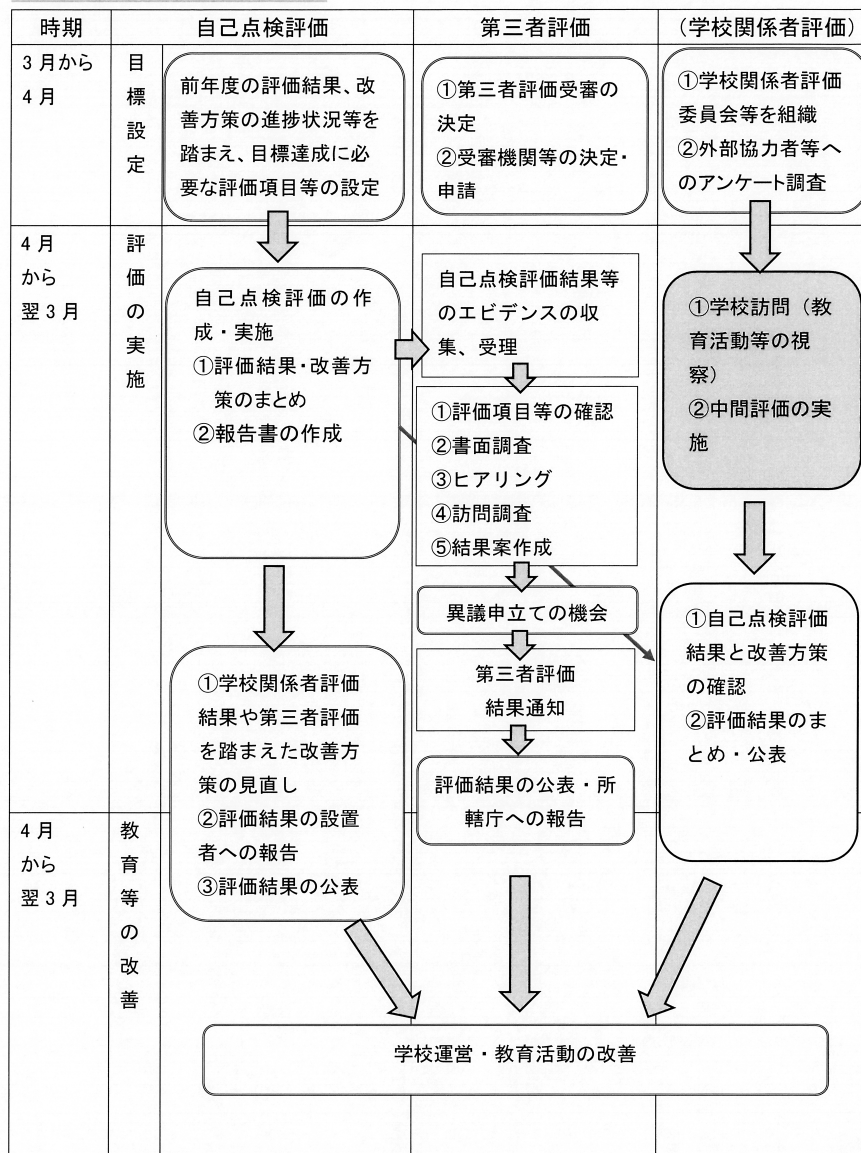
(5) 学校評価のスケジュールの作成

- 自己点検評価等の学校評価の実施に際しては学校全体で取り組むことが重要であるため、学事日程等に学校評価に関するスケジュールを組み込むことが必要である。

次頁に各評価の進め方のイメージを示すが、スケジュールは各学校の学事日程、学校運営、設置法人などの日程に沿って策定する。評価結果を校内の計画策定等に活用することを前提に適切な時期を選んで評価を実施することも留意する。



学校評価の進め方のイメージ ※年度末に向けて評価を実施する場合。





(6) 外部アンケート等の活用

① 外部アンケート（学生・卒業生・関係業界等対象）の活用

○専門学校における自己点検評価を行う上では、学生、関係業界、父母等・地域住民等を対象とするアンケートや意見交換の機会、学校公開の参加者へのアンケート等を通じ、学校に対して関係者がどのような評価・意見・要望を持っているかを把握し、積極的に活用することが望ましい。

○アンケート等を行うに当たり、どのような観点（適切な評価の項目等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動や運営の改善・充実につなげていくのかを明確にした上で実施することが効果的な評価活動につながるものと考えられる。なお、アンケート等の実施に当たっては、個人情報の取扱い等に配慮する。

② 学生、教員相互による授業評価の活用

○学生における授業評価は、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」を明確にし、学修の成果を学生が実感できる教育の実現のために不可欠なものであり、また、学校評価において、これらの結果を教育の成果として積極的に活用することが期待される。

また、教員相互の授業研究の実施、授業方法についての研究会など、授業内容・方法を改善し、学生の学習成果を向上させるための組織的な取組も各学校で行われており、それらの研究成果を評価に活用することも重要である。

③ 卒業生に対する調査の活用

○職業と関連した実践的な知識・技術、技能の修得を重視した専門学校の教育成果を測る観点から、当該学校の教育内容等と関連する分野に就職した卒業生のキャリア形成の状況は、学校の学修成果として重要な要素であり、各学校の教育活動成果のアピールにもつながる。

○各学校においては、卒業生に対する調査（就業・キャリアアップ等の状況、満足度、学校に対する要望、職場で求められる能力等）を行った場合は、その結果を評価に活用することが期待される。また、教員の資質向上に向けた研修、業界、団体との人事交流等の取組、就職支援等に活用することができる。

(7) 継続的な情報・資料の収集・整理

○目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営、



教育成果等に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、評価の実施のみならず、地域住民、関係業界等に対する情報提供等に適切に活用することが期待される。なお、学校運営、教育成果等には個人情報が含まれていることも多いことから、当該情報の取扱いについては、法令等に基づき十分に留意することが必要である。

(8) 自己点検評価結果のまとめ

- 自己点検評価の結果は、報告書にとりまとめる（附属資料4にイメージ例を例示）。評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。

その際、自己点検評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

- 各学校は、学生、教職員の個人情報保護等に留意して、報告書に記述する必要がある。

(9) 評価結果と改善方策に基づく取組

- 学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するといった「評価のための評価」となることなく、自己点検評価を実施するプロセスの中での気づきと評価結果を踏まえ、今後の改善を見出していく取組とすることが重要である。
- また、第三者評価等を行った場合は、その結果を評価の項目等や目標設定、改善の取組みに反映させるなど、自己点検評価の方法や内容についても不断の見直しを行うことが期待されている。

(10) 学校関係者評価の実施

- 専門学校の学校関係者評価は、従来、努力義務とされていたが、今回の法改正で第三者評価が努力義務となったことにより、法令上は努力義務として課されなくなった。
- しかしながら、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、教育内容や運営等に関する意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的、自律的な質保証のしくみの一つとして位置づけ、引き続き実施することも考えられる。



- なお、文部科学大臣の認定制度では、認定の要件として、第三者評価の実施が難しい場合は、当面の間は学校関係者評価を実施することとされているものもある（職業実践専門課程の認定等）。学校関係者評価の実施については、「第2部 3 学校関係者評価の実施（P.26）」を参照。

3 第三者評価

(1) 専門学校における第三者評価

- 専門学校における第三者評価の取組については、これまで制度的な整備がなされていない中でも、専門学校団体、関係業界、関係団体等との連携・協力により、専門学校を対象とした第三者評価機関を活用するなどして、一部の学校が任意で第三者評価を受審する状況がみられた。
- 専門学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の提言「実践的な職業教育機関としての専門学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」（令和6年1月24日）では、外部の識見を有する者による評価の導入の必要性などについて、質保証の取組の進展や、教育の質の保証の観点から、教育内容や学校運営に関し外部の意見を踏まえて改善につなげることは重要であることから、全ての専門学校に対して外部の者による評価を入れることが本来望ましいとされた。
- しかしながら、外部の者による評価を一律に義務化することについては、本ガイドライン策定時の状況に照らすと、直ちに実現できるものではないことから、専門学校に対し、努力義務として求めることが考えられるとされた。
- 本提言を受けて学校教育法が改正（令和6年6月14日公布）され、専門学校には外部の識見を有する者による評価を受けることが努力義務として定められた。
- 外部の識見を有する者による評価（第三者評価）を受けることは、専門学校自らの状況を客観的に見直す機会であり、評価を通して専門的な分析や社会のニーズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組を促進させるとともに、教育活動等の改善・充実など更なる学校の活性化が図られるなど、専門学校教育の質の保証・向上の実現を図るものである。



(2) 第三者評価の目的・機能

○第三者評価の目的は、学校とは利害関係を有しない識見を有する外部の者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表し、改善を行うことを通じて、その質を保証・向上させることにある。

○第三者評価は、専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、自己点検評価の結果を踏まえつつ、外部の一定の要件を満たした評価者により、教育活動等の状況に重点を置きながら、専門的かつ客観的な視点で行われることが求められる。評価結果において示された改善等に取り組むことは、学校における教育活動、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させる第三者評価の重要な機能といえる。

(3) 第三者評価の項目及び基準の設定

○第三者評価を行う上で、具体的にどのような項目等を設定するかは、自己点検評価の項目等を踏まえつつ評価者が最終的に判断することになるが、本ガイドラインでは、第三者評価に必要な最低限の項目等を示している（附属資料1）。

○評価の項目等については、学校の規模や分野、受けている認定制度などを踏まえて変更したり、既に養成施設指定規則等で点検されている場合は、学校の状況に応じて必要な項目や基準を追加・削除するなどメリハリを付けるが必要となる。

(4) 第三者評価の実施者に求められる要件

○第三者評価を実施するためには、評価の安定的な質の確保や透明性の観点から、少なくとも評価を実施する者の専門性・中立性に関する以下の要件を満たした者が実施する必要がある。

【第三者評価の実施者に求められる要件】

要件	以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成 ・専門的な評価が可能な者（以下の全てを満たす必要はなく、学校の状況や学科等の分野に応じて判断） ①当該学校・学科の分野に精通している者 ②専修学校に識見を有する者 ③大学等の評価経験者 等
----	---



	・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去３年以内に在籍していない者 ・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去３年以内に在籍していない者 ・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去３年以内に参画していない者
留意事項	・評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること※ ※「組織だって評価する」とは、各評価実施者が個別に評価作業を行い、それぞれ評価結果を示すのではなく、評価者間での議論や検討を経て、一つの評価結果、評価報告書をまとめることを意味する。

○評価の実施者選定は、第三者評価の質や信頼性を確保するために最も重要な要素であり、当該実施者が当該学校の第三者評価を実施するにふさわしい者であることの説明責任は学校が負うこととなる。また、評価結果が当該学校の活動等や経営に影響を及ぼす可能性もあることから、当該実施者は、評価結果に対する説明責任を負うことに留意して評価を行うこととなる。

なお、第三者評価の実施にあたっては、実際の評価作業だけでなく、評価の段取りや評価実施者と学校との調整、評価結果に対して不服がある場合の対応など、評価の実施に付随して、学校と評価実施者が連携し、分担して行わなければならない様々な業務が生じることとなる。こうした業務を円滑に行い、安定的でかつ質の高い第三者評価を実施するためにも、評価の企画・実施に関しては、学校から独立して、かつ、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。

(5) 第三者評価の実施

○第三者評価は、以下の点を踏まえて実施する。

事項	内容
評価の項目等	自己点検評価の項目等を踏まえ、教育活動、学修成果等に重点的に評価する項目を設定する（附属資料１参照）。
項目等の策定・公表	評価の項目、基準は公表されていること。 評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。



評価方法	評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とすること（附属資料5にイメージ例を例示）。 また、所見欄を設け、特筆すべき成果や留意すべき点、改善を要する点など、評価を実施する中で明らかになった成果や学校の教育活動や運営に反映すべき事項を積極的に指摘すること。 専門学校が自ら行う自己点検評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング、訪問調査の実施や根拠となる資料やデータの確認など各項目等について、評価者間で議論や検討を経るなど、適切に評価できる方法により実施されていること。 評価結果について対象専門学校からの意見の申立ての機会を設けていること。
実施体制	前述の「第三者評価の実施者に求められる要件」（P.13）を満たし、かつ、公正で的確な実施を確保するために複数の者による組織的な評価実施体制が整備されていること。
評価業務の負担軽減への配慮	教育活動など専門的な見地から評価すべき項目等を重点的に評価し、基準に照らして形式的に確認すればよい項目等は自己点検評価の結果を確認するだけに留めるなど、評価の質と評価の実施者及び学校側の負担軽減に配慮すること。（附属資料1参照） 資格等の指定養成施設となっている場合など、他の制度で外部の者による評価や監査が行われている場合には、そこで確認されている項目等については評価しない（別途行われた評価・監査結果を確認する）など、学校に対する評価・監査的作用の重複をできるだけ排除して行うことに留意すること。

（6）第三者評価の評価期間

- 現在の大学、短期大学、高等専門学校については、7年以内に1回の機関別認証評価が義務付けられており、専門職大学等については、これとは別に5年以内に1回の分野別認証評価が義務付けられている。
- 専門学校における第三者評価を行う期間について、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適切に反映することが必要となるが、そうしたニーズは移り変わりが早いため、評価期間を短く設定することが望ましい。一方で、評価期間が短いと評価に係るコストが増大してしまう。それらを勘案し、また、専門学校はそのほとんどが4年以内の教育課程であることも踏まえ、5年以内に1回の実施とする。



(7) 評価実施者及び教職員の研修等

- 各学校において学校評価が適切に行われるためには、評価に携わる者が評価について一定の知識をもつことが不可欠である。そのため、第三者評価の実施者とともに、各学校における学校評価の担当となる教職員の研修を充実する必要がある。
- このため、文部科学省のみならず、専修学校の団体や学校評価に参画する団体等において、評価実施者や学校評価に携わる教職員の資質を向上するための研修の充実を図るとともに、評価活動に関する助言・情報提供等を行うことも重要である。
- また、制度実施当初には、地域や分野によっては評価実施者の確保が困難な場合も想定される。関係団体や所轄庁等が連携し、評価の実施経験のある者や評価実施者の研修を受けた者のリスト等を作成するなどの評価実施者の情報を共有する取組をはじめ、評価組織の立ち上げや相互に評価をシェアする仕組みの構築など、第三者評価を企図するすべての学校が質の高い評価を実施できるような仕組みが全国各地、各分野において早急に構築されることが期待される。

4 学校評価結果の公表・報告

(1) 学校評価結果の公表

- 学校評価を行った場合は、その結果及びそれを踏まえた今後の改善方策（以下「評価結果等」という。）について、広く社会に向けて公表、周知することが必要である。
- 評価結果等を公表することは、各専門学校の現状、目標と成果、課題や改善方策を関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の改善等への取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段（ツール）でもある。
- 評価結果等の公表に当たっては、学校のホームページや出版物への掲載、入学を検討する高校生等への周知、父母等を対象とした説明会において報告するなど、公表する方法や内容等を工夫する必要がある。
- 第三者評価の結果については、所轄庁にも報告し、所轄庁は評価結果を踏まえて、必要に応じて学校に対する指導や支援等を行う。



資料2 東京都版自己点検評価項目

東京都版自己点検評価項目

令和8年4月
東京都 生活文化局 私学部



項目1：教育理念・目的・目標

小項目	評価の基準	評価の参考となる資料、データ等
1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	学則、細則、内規等 学生便覧等 卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料

項目2：教育課程、教育の実施、学修成果

小項目	評価の基準	評価の参考となる資料、データ等
1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。 ②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を10単位以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	学則 シラバス、履修ガイド、履修案内等 カリキュラムマップ
2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。 ②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。 【注】職業実践専門課程】	シラバス カリキュラムマップ等 学則、成績評価基準等 指定養成施設の場合は指定規則・基準等
3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	シラバス 学則、卒業認定基準等 指定養成施設の場合は指定規則・基準等
4 学修成果目標の達成状況	①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 ②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 学生のポートフォリオ 指定養成施設の場合は指定規則・基準等



項目3：学生の受入れ、学生支援

3	小項目	評価の基準	評価の参考となる資料、データ等
1	学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	学則等 入試規定、入試実施要領等 入学選考基準、募集要項等
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	
	3 多様な学生に対する支援	②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。	多様な学生に対する支援が分かる資料 留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料 東京都の「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針」の遵守状況が分かる資料
	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。 ②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。 ③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。 ⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	カウンセラーの配置等による相談体制等が分かる資料 学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料 学校保健計画や学生の健康管理体制等が明記された資料 キャリア支援に関する資料

項目4：教育実施組織・教員

3	小項目	評価の基準	評価の参考となる資料、データ等
1	教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	教員の採用等に関する資料 教員名簿 教員の授業分担、時間割等の担当する授業時間等が分かる資料 教員評価に関する資料
		①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	専門分野の分かる教員名簿等 業務分担体制等の規程等
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。 ①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。 【注】職業実践専門課程 ②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。【注】職業実践専門課程	教員研修に関する資料 専攻分野について企業等と連携が分かる資料 企業等との連携による教員研修が分かる資料



項目5：教育環境

小項目	評価の基準	評価の参考となる資料、データ等
1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機器器具等を備えていること。	施設・設備等の概要 演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料 指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料
2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	図書室の整備や専門書等の整備が分かる資料 学校保健安全等に基づく計画等の安全対策が分かる資料

項目6：教育活動の基盤と改善・向上の取組

小項目	評価の基準	評価の参考となる資料、データ等
1 中期事業計画と財務基盤	②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	財務計画、状況が分かる資料
2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	学校運営に関する規定、学校運営に関する会議体、規則等及び運営状況が分かる資料
3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 ①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。 【注】職業実践専門課程	学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の議事録及び意見等が反映されることが分かる資料 関連企業等団体、地域社会等の意見及び意見を踏まえた改善等が分かる資料 学校評価の結果や改善状況を公表していることが分かる資料 学校評価の改善状況が分かる資料
4 社会からの理解と情報の公表	③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に進めていること。 ①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。 ②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	教育活動、学校運営等の情報を公表していることが分かる資料 教育目的等の達成や活動状況の関連教育機関や産業界等に対する取組等が分かる資料



資料3 東京都版自己点検評価報告書

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 様式

東京都版自己点検評価報告書

令和 年 月 日

学校名 _____



1.学校の沿革

(1) 学校名および設置者

学校名

法人名・理事長名

(2) 設立年月日

専修学校設置認可

(3) 所在地

〒

(4) 設置学科

課程	学科名	定員	実員	実員のうち 留学生数

(5) 教員数

〔基幹教員〕 名 〔基幹教員以外〕 名

(6) 沿革と特色

(7) 教育目標



2.自己点検評価総括表

(1) 実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(2) 実施体制	
(3) 重点目標	
(4) 自己点検結果	
	3: 基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2: 概ね基準を満たしている 1: 基準を満たしておらず改善が必要
(5) 本年度の課題	
(6) 改善に向けた取組	



3.項目毎の自己点検評価

1-1

項目 1	教育理念・目的・目標
小項目 1	教育理念、目的及び目標の設定等

評価の基準

教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1.学則 2.細則 3.内規 4.学生便覧 5.卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 6.その他（ ）

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
--------	--

〔現状の説明〕

〔具体的内容の根拠となる資料〕

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



2-1

項目 2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目 1	教育課程の編成と授業科目

評価の基準

①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。

②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を 10 単位以上開設していること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1.学則 2.学生便覧 3.シラバス 4.履修ガイド 5.履修案内 6.カリキュラムマップ
7.その他（ ）

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
--------	--

〔現状の説明〕

〔具体的内容の根拠となる資料〕

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



2-2

項目 2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目 2	教育の実施
評価の基準 ①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。 ②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。	
評価の基準を確認するための資料、データ 1.シラバス 2.カリキュラムマップ 3.学則 4.成績評価基準 5.指定養成施設の場合は指定規則・基準 6.その他（ ）	

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



2-3

項目 2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目 3	単位・卒業認定

評価の基準

学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1.シラバス 2.学則 3.卒業認定基準 4.指定養成施設の場合は指定規則・基準
5.その他（ ）

自己点検評価の結果**〔点検結果〕**

3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕**〔具体的内容の根拠となる資料〕**

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



2-4

項目 2	教育課程、教育の実施、学修成果
小項目 4	学修成果目標の達成状況

評価の基準

- ①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。
②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1. 卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 2. 学生のポートフォリオ
3. 指定養成施設の場合は指定規則・基準等
4. その他（ ）

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



3-1

項目 3	学生の受入れ、学生支援
小項目 1	学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理

評価の基準

- ①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。
②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

- 1.学則 2.入試規定 3.入試実施要領 4.入学者選考基準 5.募集要項
6.その他 ()

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
--------	--

〔現状の説明〕

〔具体的内容の根拠となる資料〕

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



3-3

項目 3	学生の受入れ、学生支援
小項目 3	多様な学生に対する支援

評価の基準

②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1.多様な学生に対する支援が分かる資料 2.留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料 3. 東京都の「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針」の遵守状況が分かる資料 4.その他（ ）

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



3-4

項目 3	学生の受入れ、学生支援
小項目 4	学生生活に関する支援
評価の基準	
①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。 ②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。 ③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。 ⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	
評価の基準を確認するための資料、データ	
1.カウンセラーの配置等による相談体制等が分かる資料 2.学生便覧 3.学生の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料 4.学校保健計画や学生の健康管理体制等が明記された資料 5.キャリア支援等に関する資料 6.その他（ ）	

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



4-1

項目 4	教育実施組織・教員
小項目 1	教員の配置、募集、採用

評価の基準

①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1.教員の採用等に関する資料 2.教員名簿 3.教員の授業分担、時間割等の担当する授業時数等が分かる資料 4.教員評価に関する資料
5.その他（ ）

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



4-2

項目 4	教育実施組織・教員
小項目 2	教員の組織編制等

評価の基準

①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1.専門分野の分かる教員名簿 2.業務分担体制の規程

3.その他 ()

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



4-3

項目 4	教育実施組織・教員
小項目 3	教員の資質の向上
評価の基準	
①学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development) などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	
①-2 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。	
②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。	
評価の基準を確認するための資料、データ	
1.教員研修に関する資料 2.専攻分野について企業等との連携が分かる資料 3.企業等との連携による教員研修が分かる資料	
4.その他 ()	

自己点検評価の結果	
〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



5-1

項目 5	教育環境
小項目 1	教育環境の整備

評価の基準

①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

- 1.施設・設備等の概要
- 2.演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料
- 3.指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料
- 4.図書室の整備や専門書等の整備が分かる資料
- 5.その他（ ）

自己点検評価の結果

〔点検結果〕

3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

〔具体的内容の根拠となる資料〕

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



5-2

項目 5	教育環境
小項目 2	安全対策、防災組織

評価の基準

①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1.学校保健安全法等に基づく計画等の安全対策が分かる資料

2.その他 ()

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



6-1

項目 6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目 1	中期事業計画と財務基盤

評価の基準

②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。

評価の基準を確認するための資料、データ

1.財務計画、状況が分かる資料

2.その他 ()

自己点検評価の結果

〔点検結果〕

3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている

1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

〔具体的内容の根拠となる資料〕

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



6-2

項目 6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目 2	学校運営

評価の基準

①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。

評価の基準を確認するための資料、データ

- 1.学校運営に関する規定 2.学校運営に関する会議体、規則等及び運営状況が分かる資料
3.その他（ ）

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



6-3

項目 6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目 3	学校評価の実施と改善活動

評価の基準

- ①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。
①-2 特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。
②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。
③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。

評価の基準を確認するための資料、データ

- 1.学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の議事録及び意見等が反映されることが分かる資料 2.関係企業団体、地域社会等の意見及び意見を踏まえた改善等が分かる資料 3.学校評価の結果や改善状況を公表していることが分かる資料
4.学校評価の改善状況が分かる資料
5.その他（ ）

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



6-4

項目 6	教育活動の基盤と改善・向上の取組
小項目 4	社会からの理解と情報の公表

評価の基準

- ①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。

評価の基準を確認するための資料、データ

- 1.教育活動、学校運営等の情報を公表していることが分かる資料 2.教育目的等の達成や活動状況の関連教育機関や産業界等に対する取組等が分かる資料
3.その他 ()

自己点検評価の結果

〔点検結果〕	3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている 1：基準を満たしておらず改善が必要
〔現状の説明〕	
〔具体的内容の根拠となる資料〕	

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



7

項目	
小項目	

評価の基準

評価の基準を確認するための資料、データ

自己点検評価の結果

〔点検結果〕

3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている 2：概ね基準を満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

〔現状の説明〕

〔具体的内容の根拠となる資料〕

長所・課題	長所の伸長・課題の解決に向けた方策



資料4 学校評価に関する規程（例）

学校評価に関する規程（例）

第1条（目的）

本規程は、学校法人〇〇（以下「本法人」という。）が設置する〇〇専門学校（以下「本校」という。）において、教育活動、学校運営及び組織体制等について自主的かつ継続的な改善を図り、もって教育の質の向上及び社会的信頼の確保に資することを目的として、自己点検評価及び第三者評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2条（学校評価の区分）

本校における学校評価は、次の各号に掲げる評価により行う。

- (1) 自己点検評価
- (2) 第三者評価

第3条（学校評価委員会の設置）

学校評価を適正かつ円滑に実施するため、本校に学校評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、自己点検評価及び第三者評価の企画、実施並びに評価結果の活用に関する事項を統括するものとする。

第4条（委員会の役割）

委員会は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 自己点検評価の基本方針、評価項目及び実施計画の策定
- (2) 自己点検評価の実施及び評価結果の取りまとめ
- (3) 第三者評価の受審計画の策定及び関係機関との連絡調整
- (4) 評価結果に基づく課題の整理及び改善計画の検討
- (5) 評価結果及び改善状況の学内共有に関する事項
- (6) その他、学校評価の実施に必要な事項

第5条（委員会の構成）

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学校長
- (2) 副校長、教務、学務等各部門の責任者
- (3) 学科又は教育分野を代表する教職員
- (4) 事務部門の代表者
- (5) その他、学校長が必要と認める者

委員長は学校長をもって充てる。



第6条（委員の責任）

委員は、学校評価の趣旨を十分に理解し、公正かつ客観的な立場において職務を遂行しなければならない。

委員は、評価業務に関して知り得た情報について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第7条（自己点検評価の実施）

自己点検評価は、原則として毎年度実施するものとする。

自己点検評価は、本校の教育活動、学生支援、教職員体制、施設設備及び学校運営全般について行う。

第8条（自己点検評価の報告）

委員会は、自己点検評価の結果について理事長に報告し、理事長はこれを理事会に報告するものとする。

第9条（第三者評価の実施）

第三者評価は、5年毎に1回以上実施するものとする。

第三者評価は、学校から独立し、識見を有する第三者に依頼して実施するものとする。

第三者評価の結果については、理事会に報告するものとする。

第10条（評価結果の公表）

自己点検評価及び第三者評価の結果について、学校のホームページ等、適切な方法により公表するものとする。

公表にあたっては、学生、保護者、企業関係者等に対し、分かりやすい情報提供に努めるものとする。

第11条（改善への活用）

評価結果を踏まえ、教育活動及び学校運営の改善に計画的かつ継続的に取り組むものとする。

委員会は、改善の実施状況について定期的に確認し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第12条（補則）

本規程に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本規程は、令和〇年〇月〇日より施行する。



資料5 自己点検評価委員会議事録

会議名	自己点検評価委員会議事録（第1回）
開催日時	令和 年〇月〇日（〇曜日） 10:00～12:00（2時間）
場所	本校 特別会議室
出席者	①委員 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 ②記録担当 〇〇 ・・・・・・・・（計5名）
議題等	1 校長挨拶 2 前年度自己点検評価の改善報告 3 重点目標の設定について 4 自己点検評価 自己評価項目及び基準、スケジュール、これまでの課題と改善点の要約説明。 5 意見交換 説明についての質疑応答、評価実施に関する進め方、今後の進め方などについて討議。 詳細は、別紙のとおり。 6 その他 次回の会議日程 〇月〇日（〇曜日）午後1時30分～ 会場は、後日連絡。 閉 会 以上



資料6 第三者評価実施における評価者の委嘱について（依頼）

〇〇〇第〇号
令和 年〇月〇日

株式会社 〇〇〇〇
取締役 〇〇〇〇 様

〇〇〇専門学校
校長 〇〇〇〇

第三者評価実施における評価者の委嘱について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動等につきまして、ご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、本校は、自己点検評価に基づく「第三者評価」を実施することといたしました。つきましては、ご多用中恐縮ですが評価者としてご就任くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 委嘱の職 第三者評価 評価者
- 2 事業内容 別紙 評価業務説明資料のとおり
- 3 任 期 委嘱の日から令和 年3月31日まで
- 4 報酬等 報酬 〇〇〇〇円
交通費 実費でお支払いいたします。
- 5 その他 「第三者評価結果報告書」の公表等において、ご氏名、所属役職名をホームページ等に掲載いたしますので予めご了承ください。

【問合せ先】

〇〇〇専門学校
担当：〇〇（メールアドレス）



資料7 第三者評価の実施における評価者の派遣について（依頼）

〇〇〇第〇号
令和年〇月〇日

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 様

〇〇〇専門学校
校長 〇〇〇〇

第三者評価の実施における評価者の派遣について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動等につきまして、ご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、本校は、自己点検評価に基づく第三者評価を実施することといたしました。

つきましては、ご多用中恐縮ですが貴機関から下記の方を評価者としてご就任願いたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 委嘱者名 〇〇部 部長 〇〇〇〇氏
- 2 委嘱の職 第三者評価 評価者
- 3 委嘱期間 委嘱の日から令和〇〇年3月31日まで
- 4 事業内容 別紙 評価業務説明資料のとおり
- 5 報酬等 報酬 〇〇〇〇円
交通費 実費で支給いたします。
- 5 その他 「第三者評価結果報告書」の公表等において、評価者ご氏名、所属役職名をホームページ等に掲載いたしますので予めご了承ください。

【問合せ先】

〇〇〇専門学校
担当：〇〇（メールアドレス）



資料8 就任承諾書

令和 年 月 日

〇〇〇専門学校
校 長 〇 〇 〇 〇 様

団体名

職氏名

就 任 承 諾 書

令和 年〇月〇日付け〇〇〇第〇号により依頼のあった貴校における第三者評価評価者について、下記のとおり就任を承諾いたします。

記

- 1 任 期 委嘱の日から令和 年 3 月 31 日まで
- 2 報 酬 等 報酬は、〇〇〇円
費用弁償については、交通費を実費弁償とする。
- 3 その他 職氏名の公表について了承いたします。

以上



資料9 第三者評価に関する契約書（案）

第三者評価に関する契約書（案）

第1条（目的）

本契約は、学校法人〇〇（以下「甲」という。）が設置する〇〇専門学校（以下「本校」という。）において実施する第三者評価に関し、評価者〇〇（以下「乙」という。）に評価業務を依頼し、その実施条件等を定めることを目的とする。

第2条（業務内容）

乙は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を誠実かつ公正に遂行する。

- ・ 本校の自己点検評価結果および関連資料の確認
- ・ 学校運営・教育活動等に関する評価・意見の付与
- ・ 評価報告書（所定様式またはこれに準ずる書面）の作成
- ・ 評価会議・意見交換会等への出席（オンラインを含む）

本業務の詳細な内容、方法、日程等は、別途甲乙協議のうえ定める。

第3条（契約期間）

本契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第4条（報酬および費用）

甲は、乙に対し、本業務の対価として、報酬を支払う。

本業務に要する旅費、通信費その他の必要経費の取扱いについては、甲の規程または別途合意に従う。

第5条（利益相反の不存在および申告義務）

乙は、本契約締結日現在において、次の各号に掲げるいずれの関係も有していないことを表明し、保証する。

- ・ 本校または甲の役職員としての地位
- ・ 本校の教育活動、経営、取引等に関し、直接または間接に経済的利害関係を有する立場
- ・ 本校の役職員または学生との間において、評価の公正性に影響を及ぼすおそれのある親族関係その他特別な利害関係

乙は、本契約期間中に前項各号に該当する事実が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、速やかに甲に書面により申告するものとする。

甲は、前項の申告内容を踏まえ、当該利益相反が本業務の公正性を損なうと合理的に判断した場合、当該業務について、乙の関与を制限し、または本契約を解除することができる。

本条の規定は、本業務における評価の独立性・中立性を確保することを目的とし、乙の専門的意見表明の自由を不当に制限するものではない。

第6条（守秘義務）

乙は、本業務の遂行に関連して知り得た、次に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示または漏えいしてはならない。



- ・ 学生、教職員等の個人情報
- ・ 本校の未公表の自己点検評価資料、内部資料、経営・運営に関する情報
- ・ 評価過程における発言内容、意見、内部協議内容

前項の規定は、本契約終了後も有効とする。

次に掲げる情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- ・ 既に公知となっている情報
- ・ 法令または公的機関の要請に基づき開示が求められた情報

乙が前項第2号に基づき秘密情報を開示する場合は、事前または事後速やかに甲に通知するよう努める。

第7条（個人情報の取扱い）

乙は、本業務に関連して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法令および甲の関連規程を遵守し、適切に管理するものとする。

第8条（成果物の帰属および利用）

乙が本業務により作成した評価報告書その他の成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）は、特段の合意がない限り、甲に帰属する。

甲は、評価結果を法令に基づく公表、説明責任の履行、教育改善の目的において利用することができる。

第9条（契約解除）

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて是正を求めてもなお改善されない場合、本契約の全部または一部を解除することができる。

第10条（損害賠償）

乙が本契約に違反し、甲に損害を与えた場合、乙は、自己の責に帰すべき範囲でその損害を賠償するものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 所在地：
学校法人〇〇
理事長 印

乙 住所：
氏名 印



資料10 評価実施に関するご案内

令和〇〇年〇月〇日

評価者

〇 〇 〇 〇 様

〇〇専門学校

校 長 〇 〇 〇 〇

評価実施に関するご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本校の教育活動につきまして、日頃よりご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。このたびは、評価者の就任をご承諾いただきありがとうございました。

評価実施に関して下記の通りご案内いたします。ご多用のところとは存じますが、よろしくお願いいたします。

記

1 評価者会議

日時 第1回 令和〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）午前10時から12時まで

第2回 令和〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）午前10時から12時まで

形式 オンライン（入室情報は後日お知らせします）、

内容 第1回 書面調査内容の共有、訪問調査での役割分担

第2回 評価報告書案の作成

2 訪問調査

日時 第1回 令和〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）午前10時から12時まで

場所 〇〇専門学校 第1校舎 ※受付窓口までお越し下さい

内容 別紙のとおり

3 添付資料

自己点検評価報告書

【連絡先】

〇〇〇専門学校

担当：〇〇（メールアドレス）



資料11 第三者評価業務説明資料

第三者評価業務説明資料

1 評価者の役割

学校が提出した自己点検評価報告書、参照資料、訪問調査・意見交換の実施内容に基づき評価を行い、評価報告書を作成し、学校に提出する。

2 評価業務の内容

① 書面調査・確認

自己点検評価報告書の記述内容を参照資料等で確認し、不明な点、追加提出を求める資料、確認を要する事項などを抽出し、学校に連絡する。

② ヒアリング・インタビューの実施

学校が指定した場所で、事前連絡（①）に基づき、不明な点や追加提出資料の確認、確認事項のヒアリングを行う。

③ 施設確認

点検項目のうち、実地で確認を要する事項について、学校を訪問し、学校関係者の案内のもとで調査・確認する。

④ 評価報告書の作成

①～③の調査結果に基づき、点検項目（17項目）の評価と総合コメントを記述した評価報告書を作成し、学校に提出する。

3 実施時期及び業務量（予定）

No.	業務区分	内 容	形式	時期	業務量
1	書面調査	自己点検評価報告書確認			2 時間
2	評価者会議	1.評価方針の共有 2.評価報告書の作成	オンライン	〇〇年 〇月 ～ 〇〇年 〇月	2 時間× 2 回
3	訪問調査 ①資料確認 ②ヒアリング ③インタビュー ④施設確認	対象： ①学校管理者 ②学校教職員 ③学生、卒業生等 ④教育設備・環境	対面		計 8 時間
4	評価報告書作成	評価者会議で協議した内容に基づき作成			2 時間
計					16 時間

* ヒアリング調査及び訪問調査は同日に行うことを前提としています。



資料12 意見申立書

別紙様式

令和○年○月○日

意見申立書

(評価者) 様

令和○年○月○日付け、令和○年度○○専門学校第三者評価に係る評価結果報告書(案)による評価結果につき下記のとおり意見を申し立てます。

記

- 1 意見申立事項
別紙のとおり(件数: ○件)
- 2 担当者の所属、氏名、連絡先

以上



意見申立事項（１）

1 意見申し立ての対象とする項目

基準 中項目【○－○】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2 意見申し立ての理由

3 添付資料

- ①
- ②
- ③

- ※ 添付資料は、意見申し立てに関する事実を証する文書等を添付してください。
- ※ 意見申立件数が複数ある場合は、１件ごとにこの文書を作成してください。

令和8年7月発行（禁無断掲載）

東京都専修学校第三者評価促進事業

「第三者評価受審の手引き」

発行 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6F

電話03-3378-9601 FAX03-3378-9625 hyouka@tsk.or.jp

